

日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例（平成24年条例第27号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(就業資金の貸付額)

第3条 条例第4条第2号の規則で定める額は、医療業務等（保健師に係る業務を除く。）に従事する職員として他の市町村から日高町に転入する者の現居住地から新居住地までの距離に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 100キロメートル未満のもの 30万円（医師にあっては、100万円）

(2) 100キロメートル以上のもの 40万円（医師にあっては、120万円）

(貸付けの申請)

第4条 条例第5条の規定による申請は、医療技術者等修学就業資金貸付申請書（第1号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、条例第6条の規定による身元保証書（第2号様式）及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第5条の規定による申請を行う者（以下「申請者」という。）の履歴書（顔写真の付いているもの）

(2) 申請者の住民票の抄本（記載事項省略のないもの）

(3) 修学資金の貸付けを受けようとする者にあつては養成施設の入学許可証明書又は在学証明書、就業資金の貸付けを受けようとする者にあつては医療技術者等の資格を証する書類

(4) 条例第6条第2項に規定する身元保証人（以下「身元保証人」という。）の印鑑証明書及び収入を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 申請者は、次に掲げる期間内に町長に申請しなければならない。

(1) 修学資金 養成施設に入学が決定した日から正規の修学期間中（休学・留年による期間は除く。）

(2) 就業資金 職員として採用されることが内定した旨の通知があった日から採用後3月までの期間

（身元保証人）

第6条 条例第6条第1項に規定にする身元保証人は、申請者と連帯して債務を負担する能力を有する者でなければならない。

2 前項の身元保証人のうち1人は、父又は母を充てることができる。

（身元保証人の変更）

第7条 第4条第2項の規定は、修学就業資金借受者が条例第6条第4項の規定により新たな身元保証人を定める必要があるときについて準用する。

2 町長は、前項の規定により新たな身元保証書を受理したときは、身元保証人の変更の承認又は不承認を決定し、医療技術者等修学就業資金身元保証人変更（承認・不承認）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、条例第7条の規定による修学就業資金の貸付けの可否の決定に当たり、第4条の規定により提出された書類の審査のほか、必要に応じ、申請者に対する面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、医療技術者等修学就業資金貸付（承認・不承認）決定通知書（第4号様式）による。

（決定の取消し）

第9条 町長は、条例第8条の規定による決定の取消しをしたときは、医療技術者等修学就業資金貸付承認決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（修学就業資金の交付）

第10条 条例第7条の規定により修学就業資金を貸し付ける旨の決定を受けた者は、当該決定の通知を受けた日から30日以内に、医療技術者等修学就業資金等交付請求書（第6号様式）及び誓約書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 修学資金は、条例第4条の申請があった日の属する月の月分（当該申請があった日の属する月が養成施設において修学を開始する日の属する月前である場合は、修学を開始する日の属する月の月分）から交付する。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、当該申請があった日（養成施設において修学を開始する日前の

場合を除く。)の属する年度内の必要と認める月分の修学資金を貸し付けることができる。

3 修学資金は、条例第4条第1号に掲げる額を毎月交付するものとする。ただし、これにより難い場合は、町長が別に定める方法により行うことができる。

4 就業資金は、第1項の請求書を受理後に交付するものとする。

(証明書の提出)

第11条 修学資金借受者は、毎年度末に在学証明書を町長に提出しなければならない。

(修学資金の交付の停止)

第12条 町長は、条例第11条の規定により修学資金の交付を停止したとき又は交付を再開したときは、医療技術者等修学資金交付停止・再開決定通知書(第8号様式)により修学資金借受者に通知するものとする。

(修学資金の交付の打切り)

第13条 町長は、条例第12条の規定により修学資金の交付の打切りを決定したときは、医療技術者等修学資金交付打切決定通知書(第9号様式)により修学資金借受者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第14条 修学資金借受者は、修学資金の交付が完了したとき又は条例第12条の規定により修学資金の交付が打ち切られたときは、身元保証人と連署のうえ、直ちに医療技術者等修学資金借用証書(第10号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、就業資金借受者が就業資金の交付を受けたときについて準用する。

(償還猶予の事由)

第15条 条例第15条第1項第6号及び同条第2項第2号に規定する規則で定める事由が生じたときとは、次のときをいう。

(1) 町長の命により医療業務等に従事しなくなったとき。

(2) 心身の故障、疾病その他の理由により医療業務等に従事することができなくなったとき。

(3) その他町長が償還を猶予することが必要と認めたとき。

(償還の猶予期間)

第16条 条例第15条に規定する償還の猶予は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める期間行うものとする。

(1) 条例第 15 条第 1 項第 1 号に該当するとき 当該医療業務等に従事している期間

(2) 条例第 15 条第 1 項第 2 号に該当するとき 当該養成施設において修学している期間

(3) 条例第 15 条第 1 項第 3 号に該当するとき 当該養成施設に在学している期間

(4) 条例第 15 条第 1 項第 4 号、第 5 号若しくは第 6 号又は第 2 項第 2 号に該当するとき 町長が必要と認める期間

(償還猶予の申請)

第 17 条 条例第 15 条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、医療技術者等修学就業資金償還猶予申請書（第 11 号様式）により町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第 15 条に掲げる償還の猶予事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(償還猶予の決定)

第 18 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、償還の猶予の承認又は不承認を決定し、医療技術者等修学就業資金償還猶予（承認・不承認）決定通知書（第 12 号様式）により通知するものとする。

(償還の免除事由)

第 19 条 条例第 16 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事由が生じたときとは、心身の故障、疾病その他の理由により医療業務等に従事することができなくなったときをいう。

(償還免除の額)

第 20 条 条例第 16 条の規定による償還の免除は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 16 条第 1 項第 1 号に該当するとき 職員として医療業務等に従事した期間 12 月につき、貸し付けた修学資金 12 月分に相当する額

(2) 条例第 16 条第 1 項第 2 号に該当するとき 貸し付けた就業資金の全額

(3) 条例第 16 条第 3 号に該当するとき 災害その他やむを得ない理由の程度等に応じて町長が相当と認める額

(4) 条例第 16 条第 4 号に該当するとき 職員として医療業務等に従事していた月数に応じて町長が相当と認める額

2 条例第16条及び前項の規定による職員として従事した期間の計算については、職員として従事した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、その日の属する月）から、民法（明治29年法律第89号）第143条の例により計算するものとする。

（償還免除の申請）

第21条 条例第16条の規定による償還の免除を受けようとする者は、医療技術者等修学就業資金償還免除申請書（第13号様式）により町長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項第3号及び第4号の規定により償還の免除を受けようとする者は、前項の申請書に償還の免除事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

（償還免除の決定）

第22条 町長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、償還の免除の承認又は不承認を決定し、医療技術者等修学就業資金償還免除（承認・不承認）決定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（届出事項等）

第23条 条例第17条第4号に規定する規則で定める事由が生じたときとは、次のときをいう。

- (1) 修学資金借受者が休学、停学、復学、退学、転学又は留年をしたとき。
- (2) 修学資金借受者の養成施設における修学期間が終了したとき。
- (3) 修学資金借受者が修学資金の貸付けを辞退したとき。
- (4) 修学資金借受者が医療技術者等の免許を取得したとき。
- (5) 修学就業資金借受者が職員として医療業務等に従事することができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、町長が届出の必要があると認める事由が生じたとき。

2 条例第17条の規定による届出は、医療技術者等修学就業資金異動・変更・取得届（第15号様式）による。

3 前項の届には、条例第18条各号に掲げる事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

（報告）

第24条 町長は、必要と認めるときは、貸し付けた修学就業資金の用途につき修学就業資金借受者に報告を求め又は必要な指示をすることができる。

(貸付決定者台帳)

第25条 町長は、医療技術者等修学就業資金貸付決定者台帳(第16号様式)を備え付け、常に修学就業資金の貸付状況などについて、明らかにしておかなければならない。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、修学就業資金の貸付けに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

医療技術者等修学就業資金貸付申請書

年 月 日

日高町長 様

申請者氏名

印

日高町医療技術者等修学就業資金の貸付けを受けたいので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例第5条及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	生年月日	年 月 日(満 歳)	性別	男・女
	現住所	〒 - 電話 () -		
	帰省先住所	〒 - 電話 () -		
養成施設	名称			
	学部学科	学部	学科	学年 年
	所在地	〒 - 電話 () -		
	入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月
貸付申請期間	年 月から 年 月まで (貸付期間 月)			
貸付申請額	(1)修学資金 月額 円× 月= 円 (2)就業資金 円			
他の修学資金等の貸付の有無	有(資金名 年額 円) 無			
備考				

添付書類

- 1 履歴書(顔写真付)
- 2 住民票の抄本(記載事項省略のないもの)
- 3 養成施設の在学証明書又は当該養成施設に入学が決定していることを証する書類(修学資金)
- 4 医療技術者等の資格を証する書類(就業資金)
- 5 その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

身元保証書

申請者氏名

印

上記の者について、日高町医療技術者等修学就業資金の貸付けを受けることとなった場合は、私の責任において、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則の規定により、身元を引受けます。

また、万一、上記の者に不都合なことがあった場合は、身元保証人が一切の責任を負うことを確約するとともに、上記の者に修学就業資金の償還の義務が生じた場合は、その債務を連帯して負担いたします。

年 月 日

日高町長 様

身元保証人 住 所 〒

氏 名 印

生年月日 年 月 日（ 歳）

電話番号（ ）

続 柄

職 業

備考 貸付申請者が未成年者であるときは、身元保証人のうち1人は、貸付申請者の法定代理人でなければならない。

身元保証人の印は、印鑑証明書に登録されている印を押印すること。

添付書類

- 1 身元保証人の印鑑証明書
- 2 身元保証人の収入を証する書類

第3号様式（第7条関係）

医療技術者等修学就業資金身元保証人変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

日高町長 印

年 月 日付けで申請のあった身元保証人の変更について、次のとおり決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 変更承認 <input type="checkbox"/> 変更不承認
貸付決定番号	
新身元保証人 住所 氏名	〒
理由	

第4号様式（第8条関係）

医療技術者等修学就業資金貸付（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

日高町長

印

年 月 日付けで申請のあった日高町医療技術者等修学就業資金の貸付について、次のとおり決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例第7条及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第8条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 貸付承認	<input type="checkbox"/> 貸付不承認
貸付決定番号	第	号
決定年月日	年 月 日	
貸付決定期間	年 月から	年 月まで
貸付決定額	(1)修学資金 月額 円× 月 = 円 (2)就業資金 円	
不承認の理由		

備考 修学資金及び就業資金の貸付けの決定を受けたときは、速やかに誓約書を町長に提出すること。

第5号様式（第9条関係）

医療技術者等修学就業資金貸付承認決定取消通知書

年 月 日

様

氏名 印

年 月 日付けで決定した修学就業資金の貸付けについて、次のとおり決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例第8条及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第9条の規定により通知します。

貸付決定番号	第 号
決定年月日	年 月 日
貸付期間 (停止期間)	年 月から 年 月まで (年 月から 年 月まで)
貸付額	(1)修学資金 月額 円× 月= 円 (2)就業資金 円
取消しの理由	

第6号様式（第10条関係）

医療技術者等修学就業資金交付請求書

年 月 日

日高町長 様

住所

氏名

印

日高町修学就業資金の貸付けの決定を受けましたので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第10条第1項の規定により、貸付金の交付を請求します。なお、貸付金については下記口座に振込み願います。

貸付番号			
貸付区分	修学資金	就業資金	
交付請求額	修学資金	月額	円
		期間	年 月～ 年 月
		合計	
	就業資金	一括	円

振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合			支店
振込口座	種目	普通	当座	口座番号
	フリガナ 口座名義			

第7号様式（第10条関係）

誓約書

年 月 日

日高町長 様

申請者 住所
氏名 印

身元保証人 住所
氏名 印

身元保証人 住所
氏名 印

私は、日高町医療技術者等修学就業資金の貸付けを受けるにあたり、日高町医療技術者等修学資金貸付条例及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則の規定を遵守するとともに、養成施設を卒業し医療技術者等の免許を取得した後は、日高町の職員として医療業務等に従事し、医療技術者等として定められた期間、勤務することを誓います。

また、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則の規定により、修学就業資金の償還の義務が生じた場合は、確実に償還することを身元保証人と連署のうえ、誓約いたします。

備考 身元保証人の印は、印鑑登録されている印を押印すること。

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

医療技術者等修学資金交付停止・再開決定通知書

年 月 日

様

日高町長

印

年 月 日付けで申請のあった日高町医療技術者等修学資金の交付については、次のとおり決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第 1 2 条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 停止 <input type="checkbox"/> 再開
貸付区分	修学資金 月額 円
貸付決定番号	
貸付停止期間	年 月から 年 月まで
貸付停止期間	年 月から

記

第9号様式（第13条関係）

医療技術者等修学資金打切決定通知書

年 月 日

様

日高町長

印

日高町医療技術者等修学資金について、次のとおり交付の打切りを決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第13条の規定により通知します。

貸付区分	修学資金 月額 円
貸付番号	
交付打切期日	年 月 日（ 年 月分から）
既貸付金額	円
理由	

第 1 0 号様式（第 1 4 条関係）

借用証書

年 月 日

日高町長 様

貸付決定番号 第 号
借 受 人 住所
氏名 印
身元保証人 住所
氏名 印
身元保証人 住所
氏名 印

私は、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例に基づく修学就業資金を次のとおり借用しましたので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則の規定により、債務を負担します。

また、身元保証人は、修学就業資金の債務を連帯して負担します。

借用金額 金 円
借用期間 年 月から 年 月まで

備考 借受人及び身元保証人の印は、印鑑登録されている印を押印すること。

第 1 1 号様式 (第 1 7 条関係)

医療技術者等修学就業資金償還猶予申請書

年 月 日

日高町長 様

申請者 住所
氏名 印

日高町医療技術者等修学就業資金の償還の猶予を受けたいので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例第 1 5 条及び日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第 1 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

借 受 人	住 所	
	氏 名	印
身 元 保 証 人	住 所	
	氏 名	印
身 元 保 証 人	住 所	
	氏 名	印
修 学 就 業 資 金	決定番号	第 号
	貸付期間	年 月から 年 月まで (月間)
	貸付金額	(1)修学資金 月額 円× 月 = 円 (2)就業資金 円
未 償 還 額	金	円
償還の猶予を受けようとする期間	年 月から	年 月まで
申 請 の 理 由		
備 考		

添付書類

申請の理由の事実を記載した書面

第 1 2 号様式（第 1 8 条関係）

医療技術者等修学就業資金償還猶予（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

日高町長 印

年 月 日付けで申請のあった日高町医療技術者等修学就業資金の償還の猶予について、次のとおり決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第 1 8 条の規定により通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 償還の猶予を承認する <input type="checkbox"/> 償還の猶予を承認しない
貸付決定番号	第 号
決定年月日	年 月 日
未償還額	金 円
償還を猶予する期間	年 月から 年 月まで
承認しない理由	
備考	

第 1 3 号様式 (第 2 1 条関係)

医療技術者等修学就業資金償還免除申請書

年 月 日

日高町長 様

住所

氏名

印

日高町医療技術者等修学就業資金の償還の免除を受けたいので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第 2 1 条第 1 項の規定により申請します。

貸付番号				
区分	貸付決定金額	既貸付金額	償還済額	償還未済(免除申請)額
修学資金	円	円	円	円
就業資金	円	円	円	円
計	円	円	円	円
償還金額及び償還回数				
理由				

添付書類

条例第 1 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による申請の場合は、免除事由に該当することを証する書類

第 1 4 号様式（第 2 2 条関係）

医療技術者等修学就業資金償還免除（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

様

日高町長

印

年 月 日付けで申請のあった日高町修学就業資金の償還の免除については、次のとおり（承認・不承認）を決定したので、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則第 2 2 条の規定により通知します。

貸付番号				
区分	貸付決定金額	既貸付金額	償還済額	償還未済（免除申請）額
修学資金	円	円	円	円
就業資金	円	円	円	円
計	円	円	円	円
償還金額及び償還回数				
理由				

第15号記様式（第23条関係）

変更事項届出書

年 月 日

日高町長 様

届出者 住所

氏名

印

年 月 日付けで決定を受けた修学資金について、日高町医療技術者等修学就業資金貸付条例施行規則23条の規定に該当する事由が生じたので、次のとおり届け出ます。

変更事項の区分		<input type="checkbox"/> 本人住所変更 <input type="checkbox"/> 身元保証人変更・住所変更 <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 復学 <input type="checkbox"/> 停学 <input type="checkbox"/> 留年 <input type="checkbox"/> 転学 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 卒業又は修了 <input type="checkbox"/> 免許取得 <input type="checkbox"/> 臨床研修の状況 <input type="checkbox"/> 重要事項の異動（ ） <input type="checkbox"/> 貸付対象者の死亡 <input type="checkbox"/> 勤務の状況 <input type="checkbox"/> 休業等の内容 <input type="checkbox"/> その他
貸付対象者	住所	
	氏名	
貸付決定番号		第 号
決定年月日		年 月 日
変更事項の具体的な内容	本人住所等変更	変更前 住所 電話 変更後 住所 電話
	身元保証人変更	変更前 氏名 住所 電話 変更後 氏名 住所 電話
	休学	休学日 年 月 日 予定期間 年 月から 年 月まで
	復学	復学日 年 月 日
	停学	停学日 年 月 日 停学期間 年 月から 年 月まで
	留年	留年決定日 年 月 日
	転学	転学日 年 月 日 転学先
	退学	退学日 年 月 日

卒業又は修了	卒業又は修了日 年 月 日
免許取得	取得年月日 年 月 日 免許の種類
臨床研修の状況	
重要事項の異動	<input type="checkbox"/> 貸付対象者 <input type="checkbox"/> 身元保証人 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> その他 ()
異動の具体的内容	
貸付対象者の死亡	死亡年月日 年 月 日
勤務の状況	勤務することとなった日 年 月 日 勤務しないこととなった日 年 月 日
休業等の内容	休業等の内容 休業等の期間 年 月から 年 月まで
その他	
備考	

添付書類

- 1 届出の事実を証する書類
- 2 身元保証人に関する事項の場合については、身元保証書

貸付決定者台帳

貸付決定番号			決定年月日	年 月 日		
貸付対象者	氏名			性別	男・女	
	生年月日	年 月 日				
	現住所	〒 - 電話 () -				
	帰省先住所	〒 - 電話 () -				
養成施設	名称					
	学部学科					
	所在地	〒 - 電話 () -				
	入学年月	年 月		卒業年月	年 月	
免許取得の状況	取得年月日	年 月 日				
	免許の種類					
貸付期間	年 月から		年 月まで (貸付期間 月)			
貸付金額	(1)修学資金		月額× 月 =		円	
	(2)就業資金				円	
身元保証人	住所	〒 - 電話 () -				
	氏名			続柄		
	生年月日	年 月 日				
	職業					
身元保証人	住所	〒 - 電話 () -				
	氏名			続柄		
	生年月日	年 月 日				
	職業					
貸付区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	金額	月日	金額	月日	金額	月日
修学資金貸付内訳	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月					
	2月					
	3月					
	計					
累計額						
償還猶予免除期間	年 月から		償還猶予免除金額	金 円		
	年 月まで					
償還金額	金 円					
休学、復学、停学、留年、転学、退学等の状況						

														(裏面)	
償還方法	一括償還				月額償還				その他						
	年 月 日				毎月				月 日 月 日						
償還区分	年度		年度		年度		年度		年度		年度				
	金額	月日	金額	月日	金額	月日	金額	月日	金額	月日	金額	月日			
修学資金償還 内訳	4月														
	5月														
	6月														
	7月														
	8月														
	9月														
	10月														
	11月														
	12月														
	1月														
	2月														
	3月														
計															
累計額															
償還免除決定年月日		年 月 日													
就業資金貸付															
貸付年月日		年 月 日				貸付金額		円							
就業資金償還															
償還年月日		年 月 日				償還金額		円							
勤務の状況	所属 役職														
	勤務期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	除算期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	所属 役職														
	勤務期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	除算期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	所属 役職														
	勤務期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	除算期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	所属 役職														
	勤務期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	除算期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	所属 役職														
	勤務期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	除算期間	年 月 日～				年 月 日 (月 日)									
	勤務期間合計		年 月 日												
備考															